

ほなみ

Digital

2024年10月 新潟合同法律事務所

弁護士 中村 周而 弁護士 土屋 俊幸 弁護士 金子 修
弁護士 小淵 真史 弁護士 二宮 淳悟 弁護士 加賀谷 達郎
弁護士 鈴木 麻理絵 弁護士 深谷 航 事務局一同

近藤・小川は、今回は業務上の都合により執筆が間に合わないため、
記事の掲載は見合わせていただきますが、引き続き、ご愛顧のほどお願い申し上げます。

サンドウィッチマン、一択

睡眠導入剤

『サンドウィッチマン』は、言わずと知れた好感度1～2位を争う国民のお笑いコンビです。私も、いつの頃からかファンになりました。おそらくYouTubeで『薬局』というコントを見て涙を流して大笑いしてからです。

夜寝る時、部屋の電気を消し、スマホを枕元に横長に立て置き、“サンドウィッチマン傑作漫才”シリーズを流しながら、そのまま夢の中に沈んでいます。そのため、携帯料金が以前より高くなり、妻から「お金のムダ使いしないで!」と怒られています。しかしめげない。

面白さその1

“政治家や有名人のモノマネや形態マネ”

その時代全盛をほこり羽振りがよい現在進行中の政治家や有名人のモノマネ、形態マネがうまい。おもねることもなく、腰が引けることもなく、ぎりぎりの線で。

作品の『喫茶店』『アナウンサー研修』『犬の散歩』では

当時全盛を誇っていた安倍晋三総理大臣を、『写真館』では“北の偉い人”で金正恩総書記をマネています。例えば『喫茶店』では、「私は、エ〜、内閣総理大臣、アベシンゾウであります。」「心を込めて作ったアベノミックスジュース、ぜひ飲んで。」

面白さその2

“笑いを取りにくいだろうと題材をネタにする”

非行ばかりして親を心配させている息子を三億円強奪事件の犯人だった父が叱る『不良息子』、ポイントをためると豪華な葬式ができる『葬儀屋』、同級生をいじめている生徒をチラ見しながら担任が注意する『いじめ』、死んだ相方の墓参りで“イタコ”を通じて死んだ相方とのコンビを復活させようとする『墓参り』など。

面白さその3

“しょうもない人の言葉に一理あると思わせる展開”

無職でうだつの上がらない風体の中年男が、ハローワークで“なぜ人を番号で呼ぶんだい?”(『職安』)、占い師が名前で占おうとすると“人に名前を尋ねるときは、まず自分から名乗る、違ukai?”(『占い師』)、学習塾の講師が勉強させようとする“世の中には勉強よりもっと大事なことがあるんじゃないのかい”(『学習塾』)

東日本大震災と

東日本大震災の時、サンドウィッチマンの2人は宮城県気仙沼の港市場でテレビロケ中だったそうです。すぐ近くの山に駆け上って避難したものの、そこから見えたのは、眼下の町並みを津波が飲み込みあちこちで火災が発生して火の海と化した様子だったそうです。

ピーマン

小学2年生になった長男、今年の夏は学校で「野菜」を育てることになりました(去年は「朝顔」でした。)。学校から「夏に育てやすい野菜」をいくつか紹介してもらい、その中から好きな野菜を選ぶのですが、長男は「ピーマン」をチョイス。子どもが苦手な野菜ランキングの殿堂入りを果たしていると思われる「ピーマン」をなぜ選んだのか、チンジャオロース大好きな長男曰く「ちょっと苦いけどそこがおいしい」とのこと。そんな長男に触発されて、今年は我が家でも野菜を育ててみることになり、現在プランターには、ミニトマト、オクラ、ししとうが育っています。ナスは早々に葉っぱが枯れてしまい、きゅうりも花は咲くものの一向に身がつかず、黄パプリカを植えたはずが緑のピーマンが緑のまま、上手いかないことも多いですが、毎朝、水やりをしながら野菜が大きくなっていく様子を見るのはとても癒されます。

長男はというと、学校から帰ってきたある日、おもむろにビニール袋に入った1個のピーマンを差し出してきました。スーパーで売られているピーマンよりも小ぶりですが、つやつやしたきれいな緑色のピーマンで、鼻を近づけるとまさにピーマンの匂い!記念すべき初収穫のピーマンを持って帰ってきた長男は、「これ、今日の夕飯で食べようよ!」と、キラキラし

それからすぐ自分たちでブログを立ち上げ、「必ず復興します!日本をナメるな!東北をナメるな!」の一文を掲載したり、義援金口座を開設し募金活動を開始したりしました。また、何度も被災地を訪問し義援金口座に集まった額を届けたり、毎年3月11日には気仙沼に足を運び14時46分に黙禱を捧げているそうです。

さて、今夜は『みどりの窓口』でも聴いて、眠りに落ちようか。



弁護士
金子修

目で訴えてきました。私はというと、この小さなピーマン1個をどう料理すべきか…でも我が家のピーマン料理といたら「チンジャオロース」一択、しかしピーマン1個では無理、かといって生ではさすがに苦くて食べられないのではないかとしばらく思案した結果、「素揚げ」することにしました。火が通れば苦みも和らぐのでは、と考えたからです。

夕飯時、長男が自分のお皿にのった素揚げピーマンを一口かぶりついた瞬間、「…に・が・い!!」と一言。今までチンジャオロースの味付けがされたピーマンしか食べてこなかった長男からすれば、ピーマン本来の味を深く味わいピーマンってこんなに苦いのだと思い知ったようでした。その後、二口目は進まず、私と夫で素揚げピーマンを有難くいただいたことは言うまでもありません。



弁護士
鈴木麻理絵

カルトと対決する国

フランス滞在のジャーナリストでカルト問題に造詣の深い広岡裕児さんが、今年8月発売の著書「カルトと対決する国」(同時代社)で、フランスが「カルト」に厳しい対策を講じており、国をあげて「カルト」に向き合っている様子を詳しく紹介しています。

本書で広岡さんは、日本もフランスも、カルト問題のはじめは親泣かせの新興宗教(原理運動)であり、市民の活動は遜色なかったが、いまでは両国のセクト対策はずいぶん隔たりができた。「乖離が生まれてしまった最大の原因は、政府や国会が動いたかどうかではないだろうか」と指摘します(フランスでは、破壊的カルトをセクトと呼んでいます)。本書のサブタイトルは「なぜ、フランスで、統一教会対策ができたのか、できるのか」。

本書で紹介されているフランスの国会議員の活動はとて迅速で的確です。

社会問題化した「セクト問題」に対処するため、1982年9月、ピエール・モロウ首相が国民議会(日本の衆議院)のアラン・ヴィヴィアン議員に諮問し提出された報告書「フランスにおけるセクト/心の自由の選択か、人心操作の要素か」の内容。その後、国民議会に設置されたセクトに関する調査委員会が1995年12月に提出したギュイヤール報告、さらに同報告に基づいて設置された「セクト観察関係省庁本部」(1998年10月に「セクト対策関係省庁本部」に改組)の取り組み。1999年4月のセクトに関する国際シンポジウムの様子。そして2001年5月に成立した通称反セクト法(アブー・ピカール法)の制定経過が詳しく紹介されています。(99年の国際シンポジウムはパリのフランス国際会議場の地下にあるビクトル・ユゴー会議場で開かれ、私も靈感商

法対策弁護団で活躍している2人の弁護士と一緒に参加しましたが、このとき通訳をして下さったのが広岡さんでした。)

このほか本書では、2024年5月の「セクト的逸脱対策強化法」の内容、マインドコントロール罪の違憲性を否定した同年5月の憲法院の決定なども紹介されています。

2022年7月に起こった安部晋三元首相に対する銃撃事件を契機に旧統一教会や破壊的カルトに関係した様々な問題が露呈しました。

旧統一教会の政界への浸食だけでなく、靈感商法や高額献金等の様々な財産的被害が長期間継続することで子どもを含む家族の生活に深刻な影響が生じていること、マインドコントロール下で適切な医療を受ける機会を奪われたり、幼少期から信仰を強制され、精神面だけでなく、場合によっては経済的・肉体的にも虐待を受けるなど筆舌に尽くしがたい体験を強いられている宗教二世の問題が、カルトによる人権侵害として顕著であることも明らかになりました。

昨年(2023年)11月、日弁連は国に対し、「カルト問題に対して継続的に取り組む組織等を創設することを求める提言」を行いました。これに対し政府や国会がどのように対応するのか、注目したいところです。



弁護士
中村 周而

石綿被害者の損害賠償請求訴訟の逆転勝訴

暑い日々が続いていますが、8月8日に東京高裁は、新潟市に本社があるY社のAさんに対する安全配慮義務違反による1045万円の損害賠償を命ずる逆転勝訴の判決を出しました。8月9日付新潟日報で新聞報道されました。

Aさんの勤務していた会社は、化学品の製造及び販売等を行なう会社で、昭和41年以降、自社製品に石綿の添加を始め、被災者Aさんが就労していた期間中、自社のエポキシ樹脂製品(平成17年まで石綿含有)の製造やこれによる改修・補修工事等を行なっていました。

Aさんは営業職として入社しましたが、昭和48年5月から退職した平成3年6月までの約18年1か月、新潟出張所・営業所に所属し、営業だけでなく、現場管理の仕事をしてきました。

Aさんが補修・改修等の工事を行うことになった学校等の公共施設には石綿含有建材が使用されていました。補修・改修等の工事を行う際には既存建物の補修等の部分をはつったり、電動カッター等で切断したりなどの下処理作業を伴うため、石綿粉じんが現場で飛散していたことが認められるとしています。

このような工事現場において、保護マスク等を着用せずにAさんが、18年以上にわたり、学校等の公共施設の補修等の現場管理業務を行ったことで、石綿粉じんの間接ばく露を受け、管理2の石綿肺・続発性気管支炎に罹患したことを東京高裁は認めました。

新潟地裁は、石綿の直接ばく露を重視し、既存建物の補修・改修工事現場での石綿粉じんの飛散による間接的

なばく露の危険性を軽視し、Y社の責任を認めませんでした。

他方、東京高裁は、Aさんが石綿肺という石綿粉じんによってしか発症しない病気となっていることや、石綿肺によって労災と認められたこと、学校等での改修・補修工事現場での石綿粉じんの発生と危険性、保護マスク等を着用しないで現場に立ち入ることによる石綿ばく露の危険性を丹念に、かつ詳細に認定し、Y社の賠償責任を認めました。

新潟では、新潟アスベスト訴訟弁護団を結成し、Aさんのほかに、旧国鉄の下請会社に雇われ、軌道設備の保線業務に従事し、中皮腫に罹患した被災者の特別遺族給付の審査請求で、保線作業が石綿ばく露による労災と認定され、現在、国に対する損害賠償訴訟を新潟地裁で行っています。

また、造船工場で溶接作業に従事し、肺がんで亡くなった被災者の特別遺族給付金請求(労災認定)についても訴訟を行っています。

石綿被害者に対するご支援をお願い致します。



弁護士
土屋 俊幸

クワガタが来た。

7月上旬、次男の通う幼稚園から「クワガタムシをお譲りします。」というご案内がありました。

私がクワガタムシ・カブトムシを飼ったのは30年前ということもあり(当時は、「買いたい」「欲しい」と言いつつ、虫に触るのは「怖い」という感じでした。)、 「もらおうか、どうしよう。」と迷っていました。

しかし、次男が「(クワガタが)ほしい!」「まだ(クワガタが)たくさん幼稚園にいるから大丈夫!」など熱弁するため、ホームセンターで虫かごや昆虫ゼリーを購入し、幼稚園へ向かいました。

幸い、園には、まだ、たくさんのクワガタがいました(クワガタは、思ったよりも小ぶりで、かわいらしかったです。)。40歳の私も「(珍しい)ヒラタクワガタだ!」と職員室ではしゃいでしまいました(実際は、コクワガタでした...)。園のご厚意で、4匹のクワガタ(ミヤマクワガタ・オス1匹、コクワガタ・オス1匹、種類不明・メス2匹)をいただきました。

次男は、クワガタを熱望しただけに、私が自宅にいるときには「虫かごを空けて!」としばしば言い、クワガタを手に取ります(ミヤマクワガタのオスだけは怖いようで、私に「持って!」と言います。)。長男は、あまりクワガタを触りたがりませんが、「(このクワガタの名前は)チョコリングくんにしよう!」と言うなど愛着は持っており、次男と昆虫図鑑を見るなどして研究しています。

実際にクワガタを飼ってみると、わかったことや驚いたことが結構ありました。

・種類不明のメス2匹とも「ミヤマクワガタ」だった(飼育2日目にオスが交尾を試みる仕草などを見て、ミヤマクワガタのメスであると確信!)

・メス2匹がオスの「取り合い」をする(交尾の仕草をするメスに別のメスがちょっかいを出し、そのメスがオスと交尾の仕草に入った。)

・ミヤマクワガタのオスは、暴れん坊(コクワガタのオスも怯えている。)。オスはメスにも攻撃して、アゴで投げ飛ばす。

・ミヤマクワガタのメスは、オスに攻撃されても、めげずにオスに向かっていく。

・コクワガタは臆病(私が虫かごをのぞき込むと土の中に逃げ込む。)。でも、ミヤマクワガタのメスには厳しく、昆虫ゼリーを独占しようとする。

こうしてみると、「クワガタの世界もハードだな。」と感じました。本能のまま生きるクワガタを見て、人間社会が基本的に理性で保たれていることと改めて感じました。

動物飼育の経験がない我が家ですが、子どもたちが生き物に愛着を持ち育てていることに喜びを感じています。クワガタの飼育以外にも、子どもたちが様々なことに興味関心を抱くよう夫婦で協力したいと思います(寿命を迎えたクワガタもいますが、10月15日になってもコクワガタのオスは、元気になっています!)



弁護士
加賀谷 達郎

75年前の未解決事件

未解決事件に興味を惹かれることはないでしょうか。真犯人は誰なのか、動機、目的は何であったのかなど、真相を知りたいという気持ちにさせられます。

今年3月、NHK で「未解決事件 File.10 下山事件」が放送されました。

下山事件は、昭和24年7月5日朝、初代国鉄総裁の下山定則氏が、出勤途中に日本橋三越に立ち寄ってから行方不明となり、翌7月6日の未明に常磐線で轢死体となって発見されたという怪事件です。自殺説、他殺説が入り乱れ論戦が行われましたが、結局迷宮入りし未解決となりました。国鉄総裁という政府の高官が怪死したのに、警察の捜査はわずか半年で事実上打ち切りとなったのです。

下山事件については、平成になってから平成三部作と言われる3種類の本が出版されました。これらでは、日本軍と関係があった某会社が事件に関与していたとされています。

終戦後、その某会社には、政治家、運動家、GHQ 将校などが出入りしており、酒や煙草、砂糖、缶詰が山のように積まれていて、アメリカ製の自動車があてがわれていたというのです。

まだ戦後間もなくで、東京をはじめとする大都市は空襲により焼け野原となって日本中が大変貧しかった時代、9月まで放送されていた朝ドラ「虎に翼」で戦災孤児問題が描写されていた時期と重なります。

おそらく、某会社は政府や GHQ の利権に食い込んでいたのでしょう。とにかく、当時の一般庶民には考えられない物に囲まれていたようなのです。

利権といえば、下山総裁は、鉄道利権のために殺害されたのではないかという説があります。かなり大雑把に言うと、次のとおりです。

当時、朝鮮半島では朝鮮戦争がいつ勃発してもおかしくない状況で、人員、物資の輸送手段として日本の国鉄を自由に使いたい（又は使わせたい）勢力があり、その勢力は、輸送の円滑化のため、ストライキを起こすような労働組合員を解雇し、また、電化により輸送力をアップす

ることを求めている。その一方で、技術者上がりで生粋の鉄道マンである下山総裁は、国鉄職員に対して同情的で、利権や汚職を排除して無駄な経費を減らし職員の雇用を守りたかった、また、電化にも積極的ではなかった（電化はダムや発電所建設等を伴い巨額の金が動き利権の温床になり得る）。そのため、下山総裁は邪魔者扱いされ殺されたのではないかというものです。

ところで、利権の構造というのは、何も戦後直後に限った話ではないでしょう。人間は不完全な存在であること、欲に弱い生き物であることは普遍的な真理であって、現代においても、表に出てこないだけで大小を問わず多くの利権があるのではないのでしょうか。昨今の裏金問題も、権力者やその周辺に絡む利権構造が存在していることを窺わせませ

しかし、諦めたり野放しにして良いということにはなりません。利権の構造は、自由で公正な社会の実現を阻み、結局は国民全体が不利益を被ります。

一部の者の利権獲得、維持のために人命までもが奪われるとしたら、非常に由々しき事態であり、それは暗黒社会と言わなければなりません。

下山事件の真相が公式に明らかになることはないかもしれませんが、それでも、下山事件は、現代に至るまで何かを訴えているような気がします。



弁護士
小淵 真史

公務員になりました？

残暑お見舞い申し上げます。

本年度4月より、新潟県弁護士会の筆頭副会長の任にあたっております。新潟県弁護士会は県内292名(8月現在)の弁護士が加入している強制加入団体であり、会長以下4名の副会長が役員・執行部となります。任期は1年です。来年度の3月までとなります。私は平成30年度以来、2回目の副会長ということで副会長の中でも「筆頭」の役職をお預かりしている次第です。

今年度の新潟県弁護士会としては、中小企業支援、災害復興支援を重点項目として、県内の市民の方々へのリーガルサービスを充実させるための広報等に注力しており、役員もそれぞれ担当分野を持って活動しております。トップである弁護士会会長は、対外的な会議や会合に参加することが多く、それはそれで多忙なわけですが、筆頭副会長である私は弁護士会内の総務一般、あるいは会長不在時の責任者としての対応、及び広報が主な任務となります。

そんな折、弁護士会と連携している企業様から、先日「お中元」が届いたのですが、それを役員としては受け取れないということになりました。弁護士法35条3項には、弁護士会の会長及び副会長は「刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす」とされているためです。弁護士会の役員はいわゆる「みなし公務員」として、公務員が対象とされている犯罪である贈収賄罪や公務員職権濫用罪等の汚職の罪が適用される対象になってしまうのです。「公務員」というと身分が保証されている…というイメージがありますが、残念ながらそういう話ではなく、公務員として守るべきルールをあなたも守りなさいよということになっております。他方で副会長の職務を行っている際に有形力を行使されれば公務執行妨害罪が成立するという

ことでは守られているのかもしれませんが、そんなことの内容に無事に任を終えられることを祈っております。

副会長の任のため、平日に事務所に在在する時間も少なくなっており、連絡が取りづらくなっており、みなさまにご不便をおかけしてしまっておりますことについてお詫び申し上げます。もっとも、来年度の3月には任を終える予定です。その時点でみなし公務員の立場も終わりますので、お中元もお歳暮に何の制約もなくなりますのでその日を心待ちにして残りの半年ちょっとを駆け抜けたと思います。



弁護士
二宮 淳悟

今日も一日幸せでありますように

入所して半年になりました。

経験年数がものを言う弁護士業界ですが、弁護士が担当する事件類型の中には、若さゆえのバイタリティーやフットワーク、最新の法知識がなければ、容易に解決できない事件があることを実感します。例えば、刑事事件、不当解雇事件、倒産事件など、時間的に切羽詰まった事件で、理屈的な細かさも求められる事件です。

当事務所は、弁護士が共同して事件を受任することも容易であり、まさに十人十色、その組み合わせ次第で、いかようにも弁護士共同体が出来上がります。経験豊富な弁護士陣と、若さ溢れる弁護士を組み合わせられる、当事務所の強みを実感しています。

お困りの際は、ぜひとも、若手の力もお頼りいただけますと幸いに存じます。

表題は、当事務所で宅配してもらっているお弁当をいただいたときに、五穀ごはんのスペースの裏側に書いてあった一言です。

私もただそれを実現したいばかりですが、入所して半年間は、慌ただしく過ぎていきました。日々の生活に追われる中で、思いがけず、身近な者に雑な対応をしてしまったり、心ない一言を言ってしまったり、ということをしみじみと思ひ出します。

物価高による生活苦、高温多湿の猛暑に苛まれるこのご時世、心身を上手にリフレッシュしたのであれば、「一日の幸せ」も遠のいていくのではないかと、休息の重要さを実感しています。

先日、とあるコンビニに立ち寄ったところ、雑誌コーナーに『新潟 日帰り温泉 パラダイス』というハンドブックが置かれているのを見つけました。これは、県内各エリアの

日帰り温泉を紹介するもので、入浴券の100円引きや、入浴後の飲み物の割引など、施設ごとに割引券を掲載しています。

疲労回復に温泉とは、極めてありきたりです。しかし、実際にお湯につかると、その言葉以上に温泉の効能を実感します。それは、自宅の浴槽では、決して味わうことのできないものです。

温泉に入ると、身体の深い部分まで温まり、肩から背中にかけて脱力し、内臓の動きまでが活発になります。身体の疲れが癒されると、悩み事もいつの間にか消え、自分を労わる気持ちも生まれ、他者への余裕が生じてきます。

施設には食堂や休憩スペースが併設されており、地元食材を使った料理は、生き生きとしていて、お腹も心も満たされます。割引券を使用するごとに施設でスタンプをもらえ、県内の温泉スタンプラリーをしている気分で、お得感と充足感があります。

料金にして一人2000円ほど、時間にして半日程度であり、手軽に楽しむことができます。拙い紹介ですが、心身を労わる方法として、日帰り温泉巡り、オススメさせてください。

最後になりますが、猛暑のさなか、残暑を迎える時節になりますが、お体を大切に、どうぞご自愛ください。



弁護士
深谷 航

新潟合同法律事務所

NIIGATA GOUDOU LAW OFFICE

〒950-0994

新潟県新潟市中央区上所1丁目1番24号 Nビル2F

TEL:025-245-0123/FAX:025-245-0155

営業日時/平日9:00~17:00